

■基本方針4-1に関する主な施策

●身近な緑に親しめる空間づくり

赤字:修正箇所

	(現行)	(修正)
施策35	歩いて行ける身近な緑のオープンスペースの整備 [継続]	歩いて行ける身近な緑のオープンスペースの整備 [継続]
内容	公園は、レクリエーションや地域の交流の場、さらには防災の拠点として重要な空間です。地域の核となる公園を、子どもや高齢者でも歩いて行ける範囲(250m以内)に確保していくことに努めます。公園が不足している地域においては、生産緑地の買取申請時に、市の公園整備方針に基づき、公園用地として買取りを行う検討をします。また、公園整備が困難な地域においては、未利用地の活用等によって、緑のオープンスペースの確保に取り組んでいきます。	公園は、レクリエーションや地域の交流の場、さらには防災の拠点として重要な空間です。地域の核となる公園を、子どもや高齢者でも歩いて行ける範囲(250m以内)に確保していくことに努めます。公園が不足している地域においては、生産緑地の買取申請時に、市の公園整備方針に基づき、公園用地として買取りを行う検討をします。また、公園整備が困難な地域においては、未利用地の活用を図り、特に柏駅周辺などの都市公園が不足する地域においては、市民緑地設置管理計画の認定(都市緑地法)を行うとともに、必要な場合は該当地において緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)による園路や広場、植栽の整備等も行うことで、緑のオープンスペースの確保とその活用に取り組んでいきます。
施策38	民間活力を活かした公園緑地整備の検討 [新規]	民間活力を活かした公園緑地整備の検討 [継続]
内容	公園緑地の整備を促進させるために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した、PFI手法や、民間事業者による公園施設の設置許可(都市公園法第5条)などの事業手法を検討します。	公園緑地の整備を促進させるために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した、PFI手法や、民間事業者による公園施設の設置許可(都市公園法第5条)、市民緑地認定制度(都市緑地法第60条)の活用などの事業手法を検討します。
施策74	緑地管理機構制度の活用検討 [新規]	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の活用検討 [新規]
内容	緑地管理機構制度とは、緑地の保全や緑化の推進に取り組む公益法人及び特定非営利活動法人(NPO法人)を、都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定することで、行政以外の民間団体が市民緑地の設置や特別緑地保全地区の土地の買い入れ等を行うことができる制度です。行政だけでは実施しきれない、きめ細やかな緑地保全・創出策を推進するために、この制度を活用し、意欲のある民間団体を緑地管理機構に指定していくことを検討します。	緑地保全・緑化推進法人は、緑地の保全や緑化の推進に取り組む公益法人及び特定非営利活動法人(NPO法人)及び民間団体等を、都市緑地法に基づく緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)に指定することで、行政以外の民間団体が市民緑地の設置や特別緑地保全地区の土地の買い入れ等を行うことができる制度です。行政だけでは実施しきれない、きめ細やかな緑地保全・創出策を推進するために、この制度を活用し、意欲のある民間団体を緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)に指定し、様々な緑化施策を推進していきます。

※柏市緑の基本計画(平成21年6月)該当ページ  
P50 P61 P80 P87